

大淀町障害者活躍推進計画

機関名	大淀町
任命権者	大淀町長（職員の採用については、町長部局で一括採用した上で出向させており、特例認定により大淀町・大淀町教育委員会と一体としている。）
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
大淀町における障害者雇用に関する現状・課題	本町においては、これまで法定雇用率を充足させるように障害者雇用に取り組んできており、一時的に満たせない場合も、計画的に改善を図ってきた。今後も引き続き、法定雇用率を充足させるため、障害を持つ職員が職業生活において活躍することができる職場環境づくりを推進し、維持する取組が必要である。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 ※ 特例認定による率 （評価方法）毎年の任用状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）前年度採用者等の定着状況を把握・進捗管理。
③満足度に関する目標	適宜、在籍している障害者からの要望等に対応する。
④キャリア形成に関する目標	障害者が働きやすい職場環境づくりの実現
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
（1）組織面	○障害者雇用推進者として人事・労務管理担当責任者、障害者職業生活相談員として課長補佐又は係長を選任し、組織内のサポート体制を整備する。
（2）人材面	○障害者職業生活相談員に選任された職員（選任予定の職員を含む）に、資格認定講習を受講させる。 ○職員の障害に関する理解促進・啓発のため、障害等をテーマにした研修を実施する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定等	
	○障害者の能力等を踏まえ、職務の選定について必要に応じて検討を行う。 ○必要に応じて面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検・検討を行う。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○障害者職業生活相談員等への相談のほか、面談等の際、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
(2) 募集・採用	○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性への配慮を行う。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援を受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	○各種休暇を柔軟に活用し、個々の状況に応じた働き方を促進する。
(4) キャリア形成	○本人の希望等を踏まえ、実務や能力向上に資する研修に参加させる。
(5) その他の人事管理	○必要に応じて随時面談を実施しながら、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等の取組を進める。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する